

(案)

宮古島市地域内経済循環推進業務
委託契約書

宮古島市長 嘉数登（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇（以下「乙」という。）と、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 甲は、宮古島市地域内経済循環推進業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は本契約書及び事業計画書に基づき、信義に従い誠実に委託業務を履行することを受託する。

（委託額）

第2条 甲は、乙に対し、金 〇〇〇〇 円（消費税額及び地方消費税額を含む。以下「委託額」という。）の範囲において、本契約書に従い委託業務の実施に要する経費を負担するものとする。

（委託期間）

第3条 令和 〇 年 〇 月 〇 日から令和8年2月27日までを委託期間とし、乙は、委託期間内に委託業務を完了しなければならない。

（事業計画書）

第4条 委託業務の目的、内容、実施体制、実施に要する経費の内訳等については、別紙様式第1号の事業計画書に定めるとおりとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

第2章 委託業務の実施

（委託業務の実施）

第6条 委託業務の内容は、事業計画書に定めるとおりとする。

- 2 前項のほか、委託業務の実施には、事業計画書に定める業務に付帯する一切の業務を含むものとする。
- 3 乙は、委託業務に着手したときは、別紙様式第2号により着手届及び別紙様式第3号により管理責任者届を甲に提出する。
- 4 乙は、事業計画書に従い、信義誠実の原則に則り、善良なる管理者の注意をもって委託業務を実施しなければならない。事業計画書が変更されたときは、変更された事業計画書に従って実施しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の実施中、事故その他の委託業務の実施を妨げる重大な事由が発生した場合は、直ちにその旨を甲に通知するとともに、当該事由の概要、原因、事業に及ぼす影響等について別紙様式第4号により事故報告書を作成し、発生から7日以内に報告しなければならない。

（再委託）

第7条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託（乙から委託を受けた第三者（以下「再受託者」という。）が別の第三者に委託する場合を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、別紙様式第5号により作成した再委託承認申請書を甲に提出し、あらかじめその承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りではない。

(案)

- (1) 再委託の金額が 50 万円を超えない場合
- (2) 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的なものとして以下に示す軽微なものの及びこれに準ずると認められる場合
 - ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ 成果報告書等の外注印刷等の類
 - ウ パソコン、サーバ等のリース・レンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - オ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類
- 3 甲は、前項の承認をするときは、条件を付することができる。
- 4 乙は、再受託者との間で生じる一切の紛争を、乙の責任及び負担において処理しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項及び甲が指定する事項について、再受託者と約定しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第 8 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(委託業務の管理)

- 第 9 条 甲は、委託業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。
- (1) 委託業務の実施状況、実施方法について、期限を定めて調査し、報告させること。
 - (2) 甲の職員を委託業務の主たる実施場所等へ派遣し、委託業務の実施に立ち会わせること。
 - 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、委託業務の実施に必要な指示を乙に行うことができるものとする。ただし、甲の行う指示が事業計画書の変更に係る場合は、第 13 条又は第 14 条に規定するところによるものとする。
 - 3 前 2 項の規定は、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後 5 年間は、なおその効力を有するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第 10 条 乙は、委託業務の実施に要する経費を事業計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。事業計画書が変更されたときは、変更された事業計画書に記載された経費の内訳に従って支出しなければならない。

(証憑書類の整備)

- 第 11 条 乙は、委託業務の実施に当たり、委託業務の実施に係る経費の支出及び委託業務の実施に伴い生じた収入の状況を明らかにした帳簿類及び証憑類（以下「証憑書類」という。）を整備しなければならない。
- 2 乙は、証憑書類について、委託期間の属する年度の終了日の翌日から起算して 5 年間保存しなければならない。
 - 3 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項に掲げる保存期間内に証憑書類を消失したときは、当該証憑書類に記載される経費等について、正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費等である旨を甲に証明しなければならない。また、示された証憑書類が正当な根拠と認められない場合についても同様とする。

(成果報告書の提出)

- 第 12 条 乙は、委託業務が完了した日（第 38 条、第 39 条、第 40 条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合はその解除の日）の翌日から 10 日以内又は令和 8 年 2 月 27 日のうちいずれか早い日までに、別紙様式第 6 号により作成した成果報告書を甲に提出し、委託業務の完了を報告するとともに委託業務の成果物を納品しなければならない。
- 2 成果報告書には、委託業務の成果物として、印刷物の報告書 2 部及び電子媒体の報告書 1 部を添付するものとし、電子媒体の種類及び記録方法等については、別途甲の指示に従うものとする。
 - 3 報告書には、実施した委託業務の内容、得られた成果の詳細、今後の課題、技術に関する

(案)

る情報、目標の達成状況、成果の公表に係る情報等を記載するものとする。

- 4 甲は、第1項の規定により成果報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適合するものであるかどうかを審査するものとする。
- 5 甲は、成果報告書に関して必要があると認めるときは、更に詳細な説明資料（作業上作成した資料を含む。）の提出を乙に求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

第3章 変更手続

(変更契約の締結)

第13条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得て本契約の内容を変更することができるものとする。

- (1) 委託期間の中途において、委託額又は委託期間の変更を行う必要が生じたとき。
 - (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等により本契約に定める条件での契約の一部の履行が困難となったとき。
 - (3) 予算又は方針の変更等の事由により本契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき。
- 2 前項の規定による本契約内容の変更において、相手方の承諾を得た甲又は乙は、相手方と変更契約書を取り交わし、変更契約を締結するものとする。その際、事業計画書の記載内容に変更が生じる場合は、乙は、新たな事業計画書を甲に提出するものとする。

(事業計画書の変更)

第14条 乙は、事業計画書に記載された事項を変更しようとするときは、速やかに別紙様式第7号により作成した事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条の規定により変更契約を締結する場合
 - (2) その他、委託業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更（事業内容の軽微な変更の場合及び事業計画の収支予算内訳における経費の10%以内の流用の場合（ただし、人件費への流用を除く））である場合
- 2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

(契約者の変更の報告)

第15条 乙は、その名称、代表者又は住所を変更したときは、別紙様式第8号により作成した契約者等異動報告書により、速やかに甲に報告しなければならない。

第4章 支払いに関する手続

(実績報告書の提出)

第16条 乙は、委託業務が完了した日（第38条、第39条又は第40条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合はその解除の日）の翌日から起算して10日以内又は令和8年2月27日のうちいずれか早い日までに、別紙様式第9号により作成した実績報告書に第11条で定める証憑書類等の原本又はその写しを添付して甲に提出しなければならない。なお、甲が不要と認めた証憑書類についてはこの限りではない。

- 2 業務の出来形部分に関する部分払の場合は、乙は、業務の出来形部分に関する部分完了報告書及び部分成果報告書を甲に提出しなければならない。
- (1) 出来形部分に関する部分完了報告書の提出は第1項を準じて行うものとする。
- (2) 出来形部分に関する部分成果報告書の提出は第12条を準じて行うものとする。
- (3) 出来形部分に関する検査及び報告の要求は第17条を準じて行うものとする。
- (4) 出来形部分に関する額の確定は第18条を準じて行うものとする。
- (5) 出来形部分に関する経費の請求及び支払は第19条を準じて行うものとする。

(検査及び報告の要求)

第17条 甲は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容が本契約に適

(案)

合するものであるかどうかを検査するものとする。

- 2 甲は、前項の検査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
 - (1) 委託業務の実施に要する支出計画や経費処理状況に関する委託期間中の検査
 - (2) その他甲が必要と認める検査
- 3 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができるものとする。この場合、甲は必要に応じ、乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を期限を定めて求めることができる。
 - (1) 実績報告書に記載されている委託業務の内容と経費の支出及び収入の状況との整合性
 - (2) 事業計画書と実績報告書の内容の整合性
 - (3) 証憑書類の原本又はその写し
 - (4) その他甲が委託業務に関して必要と認める事項
- 4 甲は、第1項及び第2項の検査を委託業務の主たる実施場所等において行うことができるものとする。
- 5 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査日時、検査場所、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 6 乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、委託業務の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。
- 7 乙は、第1項、第2項及び第4項の規定による検査並びに第3項の報告及び資料の提出に応じなければならない。
- 8 第2項から前項までの規定は、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された日の翌日から起算して5年間、なおその効力を有するものとする。

(額の確定)

- 第19条 甲は、前条第1項の規定による実績報告書の検査、及び第12条第4項の規定による成果報告書の審査等の結果、経費の支出状況及び収入の状況が適切であると認めたときは、委託額と委託業務の実施に要した経費の額から委託業務の実施に伴い生じた収入の額を控除した額とのいずれか低い額を、甲が支払うべき経費の額（以下「確定額」という。）として確定し、これを乙に通知しなければならない。
- 2 第11条第3項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できない経費、前条第1項の規定による検査若しくは同条第3項の規定による報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費及び同条第1項の規定による検査実施中に乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に要した経費であることを甲に証明できなかった経費は、委託業務の実施に要した経費に含まないものとする。

(経費の請求及び支払)

- 第19条 乙は、前条第1項の規定による通知を受領した後、別紙様式第10号により作成した精算払請求書により、速やかに甲が指定する期日までに甲に確定額を請求するものとする。
- 2 甲は、適法な精算払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、これを乙に支払うものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の精算払請求書を受領した後、その内容の全部又は一部を不当と認めたときは、その理由を明示して当該請求書を乙に返付することができるものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から是正された精算払請求書を甲が受理した日までの期間は、約定期間に算入しない。

(相殺)

- 第20条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務があるときは、本契約に基づき乙に支払うべき金額と当該債務の対当額について相殺することができるものとする。

(遅延利息)

- 第21条 甲は、約定期間内に経費を支払わない場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を

(案)

支払うものとする。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金等の返還)

第 22 条 乙は、第 17 条第 2 項第 2 号の検査の結果、第 19 条第 1 項の規定に基づき既に支払いを受けた委託業務の実施に要する経費のうち過払部分（以下「確定後過払金」という。）が明らかになったときは、甲の請求により、その確定後過払金を甲に返還しなければならない。なお、甲は、第 11 条第 3 項の規定に従い、乙が正当な根拠を示して委託業務の実施に係る経費である旨を甲に証明できない経費、及び第 17 条第 2 項の規定による検査、同条第 3 項の規定による報告の要求に乙が応じず、検査の実施が不可能又は著しく困難な経費を、確定後過払金として請求することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲に確定後過払金を返還する場合において、甲の定めた期限内に返還しなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、年 2.50%の割合により計算した延滞金を付して返還しなければならない。

第 5 章 取得財産の管理

(財産の管理)

第 23 条 乙は、委託業務の実施により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。

2 第 18 条の規定による経費の額の確定までの間、取得財産の所有権は乙に帰属するものとする。

3 乙は取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、取得財産について、別紙様式第 11 号により作成した取得財産管理台帳を備え、甲から別に指示がある場合を除き、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後、取得財産明細表を実績報告書に添付して提出するものとする。

5 乙が取得財産を亡失又はき損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

6 乙は、第 18 条の規定による経費の額の確定後、甲の指示に従って、甲の指定した期間内に取得財産の所有権を甲が指定する者へ移転するとともに占有を移転し又は取得財産の廃棄等の処分をしなければならない。なお、所有権の移転に伴う返還又は廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

7 甲は、乙に、委託業務の完了又は中止の後に、第 1 項の取得財産に係る委託業務を委託する場合において、その必要があるときは、前項の規定にかかわらず、第 1 項から第 5 項までの規定に従うことを条件として取得財産の所有権を引き続き乙のものとすることができる。なお、その場合においても当該新規委託契約終了時等において当該取得財産の返還又は廃棄等の処分をする場合には、前項を準用するものとする。

第 6 章 成果の取扱い・知的財産権

第 1 節 定義

(用語の定義)

第 24 条 本契約において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 「成果」とは、委託業務の実施により得られた成果をいう。

(2) 「著作物」とは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作物をいう。

(3) 「プログラム等」とは、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物をいう。

(4) 「ノウハウ」とは、知的財産権による保護を受けない営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報の中で秘匿することが可能で財産的価値を有するものをい

(案)

う。

(5) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 2 条第 1 項に規定する発明
- イ 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項に規定する考案
- ウ 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する意匠及びその創作
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）第 2 条第 2 項に規定する回路配置及びその創作
- オ プログラム等及びその創作
- カ 第 28 条の規定に従い指定されたノウハウの案出

(6) 「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定するコンテンツをいう。

(7) 「産業財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に基づく特許権
- イ 実用新案法に基づく実用新案権
- ウ 意匠法に基づく意匠権
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権
- オ 外国における上記各権利に相当する権利

(8) 「産業財産権を受ける権利」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に基づく特許を受ける権利
- イ 実用新案法に基づく実用新案登録を受ける権利
- ウ 意匠法に基づく意匠登録を受ける権利
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- オ 外国における上記各権利に相当する権利

(9) 「著作権」とは、著作権法第 17 条第 1 項に規定する著作権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。

(10) 「著作者人格権」とは、著作権法第 17 条第 1 項に規定する著作者人格権及び外国におけるこの権利に相当する権利をいう。

(11) 「知的財産権」とは、産業財産権、産業財産権を受ける権利及び著作権をいう。

(12) 「知的財産権の実施」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法第 2 条第 3 項に規定する行為
- イ 実用新案法第 2 条第 3 項に規定する行為
- ウ 意匠法第 2 条第 3 項に規定する行為
- エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律第 2 条第 3 項に規定する行為
- オ 著作権法第 17 条第 1 項に規定する著作権を行使する行為

第 2 節 成果の取扱い

（著作権等の保証）

第 25 条 乙は、甲に対し、第 12 条に規定する成果報告書について第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。

2 成果報告書について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、乙はその責任においてこれに対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、乙がその全責任を負う。

（成果の発表又は公開）

第 26 条 甲及び乙は、委託業務を実施することにより得られた成果を発表又は公開することができる。ただし、その内容に未公開の知的財産権に係るものが含まれるときは、その対応について甲乙協議の上、調整を図るものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき成果を発表又は公開する場合は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託業務の結果得られたものであることを明示しなければならない。

第 3 節 知的財産権

（秘匿すべきノウハウの指定）

第 27 条 甲は、成果のうち、秘匿すべきノウハウについて、甲乙協議の上指定し、その旨を乙に通知するものとする。

(案)

- 2 前項の規定による指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の規定による秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(ノウハウの使用)

第 28 条 乙は、秘匿すべきものとして指定されたノウハウについて、前条第 2 項の規定による秘匿すべき期間において第三者にその使用を許諾しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

(産業財産権を受ける権利等の記録物の封印)

第 29 条 乙は、本契約の締結時に既に所有している産業財産権を受ける権利又はノウハウ（以下「産業財産権を受ける権利等」という。）がある場合で、委託業務の結果生ずる産業財産権を受ける権利等と複合するおそれがあると判断して必要とする場合については、本契約の締結時に既に乙が所有している産業財産権を受ける権利等を記録化し（以下、記録化したものを「封印物」という。）、本契約の締結後 60 日以内に、別紙様式第 12 号により作成した封印申請書を甲に提出するものとする。

- 2 前項の封印申請書の提出があったときは、甲乙両者立会いの上、封印を実施するものとする。
- 3 甲は封印物のリストを、乙は封印物のリスト及び封印物を保管する。
- 4 産業財産権を受ける権利等が、委託業務の成果であるか否かについて、甲乙間に争いのあるときは、甲乙両者立会いの上、封印物を開封することができるものとする。
- 5 甲は、前項の開封の結果、第 27 条第 1 項の規定に基づき指定したノウハウが委託業務以外の成果と認められるときは、当該ノウハウの指定を解除するものとする。
- 6 第 4 項の開封後は速やかに再封印するものとする。
- 7 甲は、開封により知り得た技術情報を使用し、又は第三者に洩らしてはならない。

(知的財産権の帰属)

第 30 条 甲は、乙が、別紙様式第 13 号により作成した知的財産権確認書を契約締結日に甲に提出し、次の各号のいずれの規定も遵守することを約した場合、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務によって成果又はコンテンツが得られた場合には、遅滞なくその旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾するものとし、甲は乙と協議し、同意を得た上で、当該権利を第三者に実施することができる。
- (3) 前号の場合、甲は当該知的財産権を実施する権利を第三者に実施させることができるものとし、乙は当該権利を当該第三者に許諾しなければならない。
- (4) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の規定による知的財産権確認書を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、知的財産権確認書を提出したにもかかわらず、第 1 項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。
- 4 前二項の場合、乙は甲の指示に従い、知的財産権の譲渡に必要な措置をとり、知的財産権譲渡に必要な手続に協力し、知的財産権の甲による確保のために必要なものを甲に引き渡す等しなければならない。

(成果の利用行為)

第 31 条 乙は、前条第 1 項の規定にかかわらず、委託業務によって作成し甲に提出された著作物に係る著作権について、甲と協議し同意した場合は、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を許諾した

(案)

ものとする。

- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作権が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(知的財産権に関する報告)

- 第 32 条 乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から 60 日以内に、また、海外への出願若しくは申請又は特許協力条約に基づく国際出願の場合は 120 日以内に別紙様式第 14 号により作成した産業財産権出願報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）第 23 条第 6 項及び同規則様式 26 備考 24 等を参考にして、当該出願書類に市の委託に係る業務の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
- 3 乙は、第 1 項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から 60 日以内に、別紙様式第 15 号により作成した産業財産権報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、委託業務により生じた成果若しくはコンテンツに係る知的財産権を自ら実施したとき又は第三者にその実施を許諾したときは、別紙様式第 16 号により作成した知的財産権実施届出書を甲に遅滞なく提出しなければならない。

(知的財産権の譲渡)

- 第 33 条 乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権を甲以外の第三者（甲が指定する者を除く）に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、別紙様式第 17 号により作成した知的財産権譲渡届出書を甲に提出するとともに、前二条、次条及び第 35 条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第 34 条 乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権について、甲以外の第三者（甲が指定する者を除く）に実施を許諾する場合には、第 30 条及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権について、甲以外の第三者（甲が指定する者を除く）に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、別紙様式第 18 号により作成した知的財産権専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(知的財産権の放棄)

- 第 35 条 乙は、委託業務によって得られた成果又はコンテンツに係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、別紙様式第 19 号により作成した知的財産権放棄報告書によりその旨を甲に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属の例外)

- 第 36 条 成果報告書に係る著作権は、プログラム等及びコンテンツの著作権（登録の申請の有無を問わない。）を除き（ただし、第 30 条第 2 項又は第 3 項に従い著作権が甲に帰属する場合を除くものとする。）、すべて甲が指定する者に帰属するものとし、成果報告書（成果物）の著作権には著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含むものとする。

第 7 章 雑則

(通知等の発効)

- 第 37 条 甲から乙又は乙から甲に対する通知、届出又は報告は、文書によるものとする。
- 2 前項の規定による通知、届出又は報告は、甲から乙に対するものにあつては発信の日か

(案)

ら、乙から甲に対するものにあつては受信の日から、それぞれ効力を発するものとする。

(甲の契約解除権)

第 38 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
 - (2) 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
 - (3) 乙が本契約に関して不正又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、その解除により完了できない委託業務部分（以下「未完了部分」という。）に係る履行義務を免れるものとし、違約金として未完了部分に対する委託費の百分の十に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、甲は、未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

(乙の契約解除権)

第 39 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲の責に帰すべき事由により甲が本契約に違反し、その結果、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
 - (2) 委託業務の実施が不可能又は著しく困難になった正当な理由を乙が示して申請を行い、甲が承認したとき。
- 2 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたとき、乙は、未完了部分に係る履行義務を免れるものとし、甲は、その未完了部分に係る経費の支払義務を免れるものとする。

(不測の事態により委託業務の実施が不可能な場合の措置)

第 40 条 著しい経済情勢の変動、天災地変等予測することができない事由であつて、甲、乙、いずれの責にも帰することのできない事由により、本契約に定める条件での契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、甲乙協議の上、本契約の全部を解除することができる。

(不正等の行為に対する措置)

- 第 41 条 甲は、乙が委託業務の実施にあたり不正等の行為を行った疑いがあると認められる場合は、乙に対し、本契約の履行に関する監査を指示し、その結果を期限を定めて文書で甲に報告させることができる。
- 2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に審査し、不正等の行為の有無及びその内容を確認するものとする。この場合において、甲が審査のために必要であると認めるときは、乙の事業所等に立ち入ることができる。
 - 3 甲は、不正等の事実が確認されたときは、第 9 条第 1 項又は第 17 条第 2 項の規定に基づき、検査等を行うものとする。
 - 4 甲は、前項の規定に基づく検査等の結果、過払金等が生じていた場合は、当該過払金等の返還を乙に求めるものとし、乙はそれに応じなければならない。甲は当該過払金等を乙が受領した日から過払金等の納付日までの日数に応じ、年 2.5%の割合により計算した利息を付することができる。
 - 5 甲は、不正等の行為に関する事実を確認したときは、氏名及び不正等の行為の内容を公表することができるものとする。
 - 6 乙は、別に定める指針に従い、事前に不正等の防止の措置を講じなければならない。また、甲は、不正等の行為に関する疑義が生じたとき又は事実を確認したときは、当該指針に従い、必要な措置を講じることができるものとし、乙は甲が講じる措置に従わなければならない。
 - 7 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(履行遅延金)

第 42 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、実績報告書、成果報告書及び前条に規定する報告の要求について、それぞれの期日に遅延して提出又は報告したときは、それぞれの期

(案)

日の翌日から履行の日までの日数に、契約金額の千分の一を乗じた金額を、甲に支払わなければならない。

(賠償責任)

第 43 条 乙は、委託業務を自己の責任において行うものとし、その実施に当たり被った損害、乙に属する者の損害並びに第三者に与えた損害に対しては、甲は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

(守秘義務)

第 44 条 乙は、甲が秘密であることを示して乙に開示する情報については、委託期間中はもとより、委託業務の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後においても、守秘義務を負うものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

(個人情報の保護)

第 45 条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(協力事項)

第 46 条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について甲に協力するものとする。

- (1) 事業内容及び成果に関する資料（成果報告書を除く。）の作成
- (2) 委託業務の委託に係る経理に関する資料の作成
- (3) 甲が開催する成果報告会等における報告及びそれに伴う資料の作成
- (4) 委託業務に関する評価等に係る資料の作成

(存続条項)

第 47 条 甲及び乙は、委託業務を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

- (1) 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの
第 9 条、第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 17 条第 2 項から第 8 項まで、第 22 条、第 27 条第 3 項、第 28 条、第 41 条、第 42 条並びに第 45 条に規定する事項
- (2) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの
第 8 条、第 20 条、第 23 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項から第 6 項まで、第 25 条、第 26 条、第 29 条第 3 項から第 7 項まで、第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 38 条、第 43 条、第 44 条並びに第 47 条に規定する事項

(契約書の解釈)

第 48 条 本契約書の条項について解釈上疑義を生じた場合、又は本契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(専属的合意管轄)

第 49 条 本契約に関する訴は、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保管するものとする。

(案)

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県宮古島市平良字西里 1 1 4 0 番地

氏 名 宮古島市長 嘉数 登

乙 住 所

商 号

氏 名